

## 「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン(改定案)」に関するパブリックコメント(市民意見公募)の実施結果について

「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン(改正案)」に関するパブリックコメント(市民意見公募)の実施結果について、次のとおり本市の意見を付して公表します。

なお、提出された意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約しています。

### 1 実施結果の概要

#### (1) 件名及び実施方法等

- ア 実施件名 「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン(改正案)」について
- イ 実施主体 藤沢市長
- ウ 実施期間 2019年(令和元年)11月1日(金)から11月30日(土)まで
- エ 意見等を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者
- オ 意見の募集方法 任意の用紙又は所定の用紙に、住所、氏名、意見を記入の上、健康増進課へ持参・郵送・ファクス・電子メール又はホームページの入力フォームにより受付

#### (2) 意見提出者及び項目数 3人 8件

#### (3) 提出された意見の内訳

	項目	件数
1	目的	0
2	本市における受動喫煙防止対策の方向性	1
3	ガイドラインが対象とする公共的施設等	1
4	公共的施設における受動喫煙防止のための禁煙の推進	0
5	公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止のための禁煙の推進	0
6	ガイドラインがめざす姿	6
7	ガイドラインの推進の評価	0
8	その他	0
	合計	8

※上記の他、パブリックコメントに関する意見ではない内容が3件ありました。

(4) 意見概要と市の考え方

項目	意見概要	市の考え方
<b>「2 本市における受動喫煙防止対策の方向性」に関するもの</b>		
2-1	受動喫煙とは二次喫煙と三次喫煙があり、三次喫煙は避けることができない。また、受動喫煙の患者の中には、非喫煙者の服からも症状が出る人もいる。受動喫煙を防止するという観点からは、喫煙禁止しか方法は無いと思う。	本ガイドラインは、健康増進法及び県条例を踏まえ、受動喫煙のないまちづくりのめざす姿を示しているものであり、規制を目的としているものではありません。 ガイドラインに基づく取組については、法改正の趣旨を踏まえ積極的な周知を行うとともに、市民や関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。
<b>「3 ガイドラインが対象とする公共的施設等」に関するもの</b>		
3-1	「20歳未満及び妊婦と同室する住宅・自動車内の禁煙」の努力義務を盛り込んででは。	本ガイドラインは、公共的施設を対象としており、人の居住に供する場所及び自動車内等の私有空間については、対象としておりません。健康増進法に基づき、喫煙をする際の配慮義務について周知に努めていきたいと考えております。
<b>「6 ガイドラインがめざす姿」に関するもの</b>		
6-1	国、地方公共団体行政機関等の敷地内禁煙はとても良いが、市議会を加えるのが良い。	
6-2	「市が設置し管理する第二種施設の屋内に喫煙専用室及び指定タバコ専用喫煙室を設置しない」を盛り込んででは。	本市においては、2018年4月より全ての市有施設において敷地内禁煙を実施しております。市の有する第二種施設につきましても、既に敷地内禁煙を実施しております。
6-3	市の関連する第二種施設は多くあるように思われるが、例えば自治会館なども自主性に任せずに、敷地内禁煙の周知と指導徹底をお願いしたい。他にも、第二種施設を網羅的にピックアップし、同様に進めてほしい。	
6-4	「学校・病院等の施設の敷地周囲において喫煙をしてはならない」も盛り込んででは。	
6-5	「公道脇の路上・店頭などの灰皿設置は禁止する(コンビニ、タバコ店等)」も盛り込んででは。	本ガイドラインは、受動喫煙のないまちづくりのめざす姿を示しているものであり、規制を目的としているものではありません。健康増進法に基づき、喫煙をする際の配慮義務について、市民や関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。
6-6	公園等以外に、「観覧場、運動施設、動植物園、遊園地、海水浴場等の禁煙」も盛り込んででは。	本ガイドラインでは、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な場所(屋外)におけるめざす姿を「禁煙」としてしております。